

高齢者の通院も
支援します

事業名	高齢者通院支援助成事業
目的	自ら自動車の運転ができない低所得の高齢者が、慢性的な疾患により医療機関へ定期的な通院をするために必要な交通費（タクシー運賃）の一部を助成することで、疾患の重度化を防ぐことによって、介護予防につなげ、安心して在宅生活できる環境を確保します。
対象者	町内在住・在宅の方で、次の○印の全てに該当する方 ○満65歳以上の高齢者のみの世帯または満75歳以上の昼間高齢者のみの世帯 ○慢性的な疾患により月に1日以上通院または慢性的な疾患により2ヶ月に1日以上通院をされている方 ○自動車の運転ができない方 ○住民税非課税の方 ○町税等の滞納がない方 ※ただし、障がい者社会参加促進助成事業の利用者は対象となりません。 ※昼間に18歳以上の家族が同居していても、その方が自動車等の運転免許を取得していない場合、もしくは取得していても身体的に運転できる状態にない場合は昼間高齢者と見なします。
助成額	＜満65歳以上の高齢者のみの世帯＞ - 毎月1日以上通院が必要な方 最大21,600円(年額)※ 2ヶ月に1日以上通院が必要な方 最大10,800円(年額)※ ＜満75歳以上の昼間高齢者のみの世帯＞ - 毎月1日以上通院が必要な方 最大14,400円(年額)※ 2ヶ月に1日以上通院が必要な方 最大7,200円(年額)※ ※年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までのタクシー券の枚数を交付します。
申請方法	役場 福祉課までお問い合わせください。

㊕ 福祉課 ☎0749-42-7691

障がい者の社会参加も
促進します

事業名	障がい者社会参加促進助成事業
目的	障がい児(者)が自らの障がいを克服するために、日常生活を支援する取組として交通費の一部を助成することで、自立と社会参加を基調とした安心感や生きがいの持てる生活を確保します。
対象者	町内在住・在宅の方で、事業ごとに次のいずれかに該当する方 ①タクシー運賃助成事業 ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、1～3級の方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神保健福祉手帳の交付を受けた方 ②自動車燃料費助成事業 ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、1・2級の方 ・療育手帳の交付を受けた方で最重度および重度(A1、A2)の方 ・精神保健福祉手帳の交付を受けた方で1級の方 ※①②の助成事業のうち1つを選択 ※高齢者通院支援助成事業の利用者は対象外となります。
助成額	①タクシー運賃助成事業 【最大助成額は、14,400円(年額)となります。】 ②自動車燃料費助成事業 【最大助成額は、7,200円(年額)となります。】 ※年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までに応じた助成額となります。
申請方法	役場 福祉課までお問い合わせください。

㊕ 福祉課 ☎0749-42-7691

令和6・7年度
防衛省自衛官等採用試験のご案内自衛隊
ホームページ▶

コース	自衛官候補生(陸海空)	幹部候補生(一般)
応募資格	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	【大卒程度試験】 22歳以上26歳未満の者(20歳以上22歳未満の者は大卒(見込)、修士課程修了者等(見込)は28歳未満の者) 【院卒者試験】 20歳以上28歳未満の者(修士課程修了者(見込))
受付期間	年間を通じて受け付けています	受付時にお知らせします
試験期日	受付時にお知らせします	受付時にお知らせします
処遇等	所要の教育を経て3か月後に2等陸・海・空士に任用され、陸上は1年9ヶ月、海空は2年9ヶ月を1任期として任用	○入隊後1年で3等陸・海・空尉 ○院卒試験合格者は2等陸・海・空尉

※他にも種目がありますので、気軽にお問い合わせください。

㊕ 自衛隊滋賀地方協力本部 近江八幡地域事務所 ☎0748-33-2103

児童手当の制度改正に関する
申請手続きはお済みですか？ホームページは
こちらから▶

申請書

3/31
まで!

児童手当は令和6年10月分(令和6年12月支給分)から制度改正が行われました。
①～⑤のいずれかに該当される方については、制度改正以降の児童手当を受給するためには**令和7年3月31日まで**に手続きが必要になります。

対象者にはすでに案内通知を送付しておりますが、手続きがお済みでない方は、早急に提出してください。上記の期限を過ぎますと、受付の翌月分からの支給となり、それ以前の手当を受け取れなくなりますのでご注意ください。詳細は町のホームページをご覧ください。

- ①高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方 **(現在中学生以下の子を養育しており、児童手当を受給している方を除きます。)**
- ②中学生以下の児童を養育しているが、令和4年度から令和6年度までに所得上限限度額を超過し、児童手当も特例給付も受給していない方
- ③支給対象児童の兄弟等(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)について監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している方
- ④施設等受給資格者である方でその委託等されている児童のうちに、高校生年代の児童がいる方
- ⑤新たに施設入所等児童となる者がいる方

㊕ 子ども支援課 ☎0749-42-7693

3月の行事予定

日	曜日	一般行事	時間	場所
4	火	おひざでだっこのおはなしかい	10:15～10:45	秦荘図書館
5	水	3月定例会(2日目)	9:00～	議場
6	木	3月定例会(3日目)	9:00～	議場
9	日	おひざでだっこのおはなしかい	11:00～11:30	愛知川図書館
12	水	あたまいきいき音読教室プラス	10:30～11:30	愛知川びんてまりの館
14	金	古文書をよむ会	14:00～15:00	愛知川図書館
15	土	くまさんといっしょのえほんのじかん	10:30～11:00	秦荘図書館
18	火	あたまいきいき音読教室	10:30～11:15 13:30～14:15	秦荘図書館
21	金	3月定例会(閉会日)	9:00～	議場
22	土	おはなし会	14:30～15:00	愛知川図書館
23	日	古文書をよむ会	10:30～11:30	愛知川図書館



Facebookに
登録されている皆さんへ
ページ名：愛荘町(あしょうさん紀行)

愛荘町では、公式フェイスブックページを開設しています。
ぜひご覧いただき、「いいね!」の登録をお願いします。



<広告>

女性相談支援センター
ダイヤル

はなそうなやみ
8778

最寄りの女性相談支援センターに
つながります。

DV相談ナビダイヤル
#8008

最寄りのDV相談支援センターへ
連絡できます。

ひとりじゃない。
安心して相談ください。



緊急・危険を感じたら
迷わず警察(110番)へ